

23. 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式の譲渡に係る所得計算の特例

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

産業競争力強化法の改正を前提に、欧米で一般的な株式対価M&Aが行われた場合の株式譲渡益課税を繰り延べることにより、機動的な大規模M&Aを促進させることを目的として創設される。

(2) 内容

株式譲渡の対価として買収会社の株式を取得した場合には、株式の譲渡益に対する課税を繰り延べる。

(3) 適用時期

産業競争力強化法の改正法施行の日から平成33年3月31日まで

(4) 影響

- ・手元資金に余裕のない新興企業による買収の機会が拡大し、より一層M&Aが活発になると予想される。
- ・企業買収に自社株を用いることができるため、手元資金を他の用途に充てることができるようになると思われる。
- ・売り手側の株主において課税上のメリットがあるため、株式を対価とするM&Aの促進が進むと思われる。

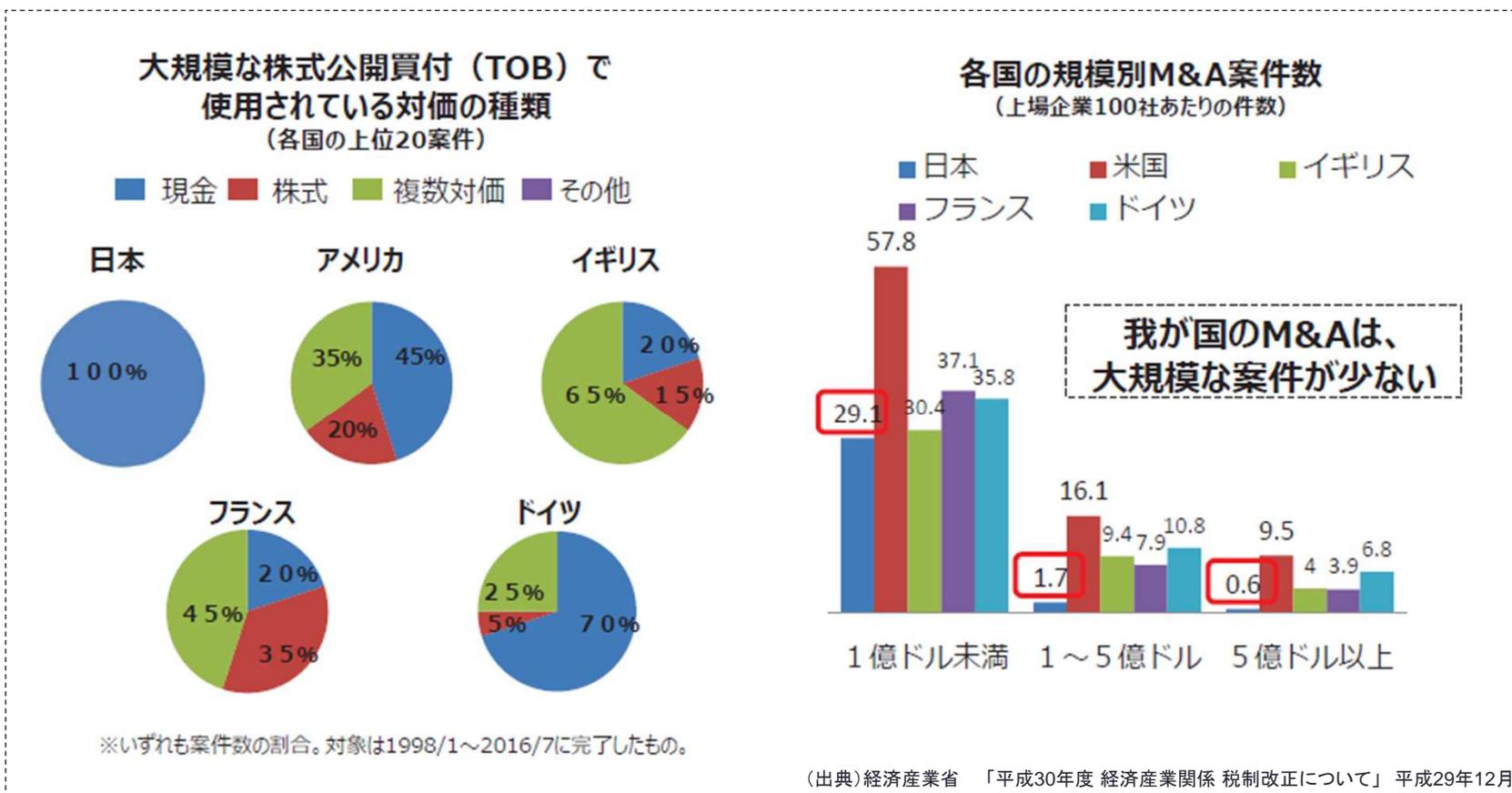
(5) 実務のポイント

「特別事業再編計画に基づく産業競争力強化法の特別事業再編(仮称)」によることとされているため、その認定要件に注意する必要がある。

2. 改正の趣旨・背景

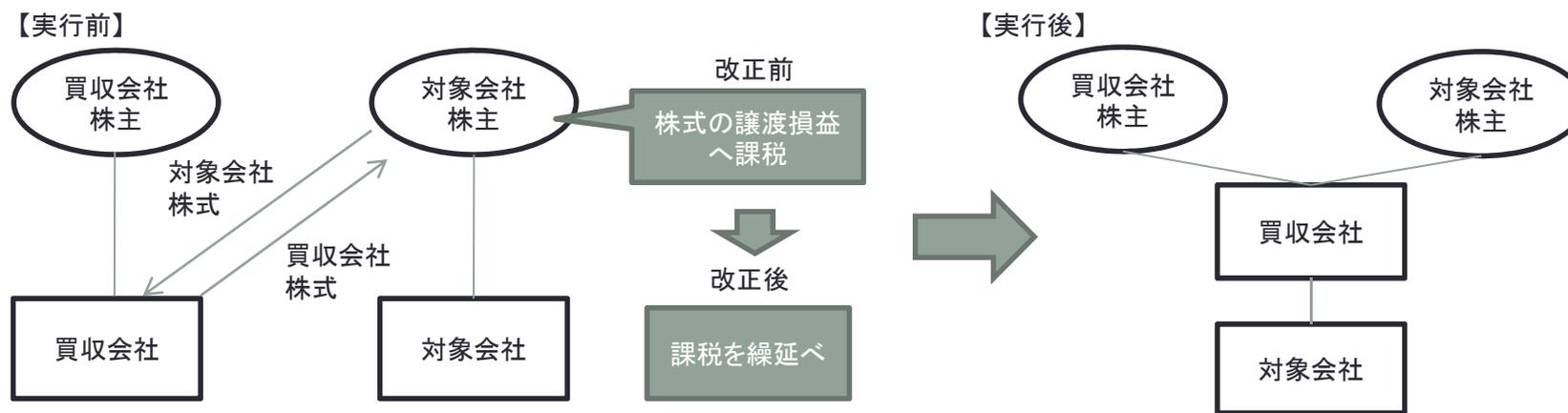
欧米では大規模買収の対価として株式が積極的に活用されている。一方で、日本では、買収の対価として株式を交付すると売り手企業の株主に課税が生じることとなるため、株式を対価とするM&Aが積極的に行われていない。このことから、日本では大規模な買収が行われにくい環境にある。

ビジネス環境の変化に対応した大胆な事業再編を後押しするために、税制面のデメリットを排除する改正が行われる。



3. 改正の内容

買収会社の株式を対価とするM&Aが行われた場合に、対象会社の株主において株式の譲渡益に対する課税を繰り延べる。



※上記優遇措置を受けるためには、買収会社が事業再編の計画について主務大臣の認定を受ける必要がある。

※買収会社株式は、自己株式と新株発行のいずれでも問題ない。

※従来から会社法上の株式交換が行われ一定の要件を満たした場合には株主に対する課税を繰り延べる措置が認められているが、100%子会社化する場合に限定されている、双方の会社で株主総会決議が必要となる等の制約が多いため、活用しにくい状況である。本制度は、たとえば対象会社の株式の70%のみを取得する場合においても課税の繰延べがされることとなる。

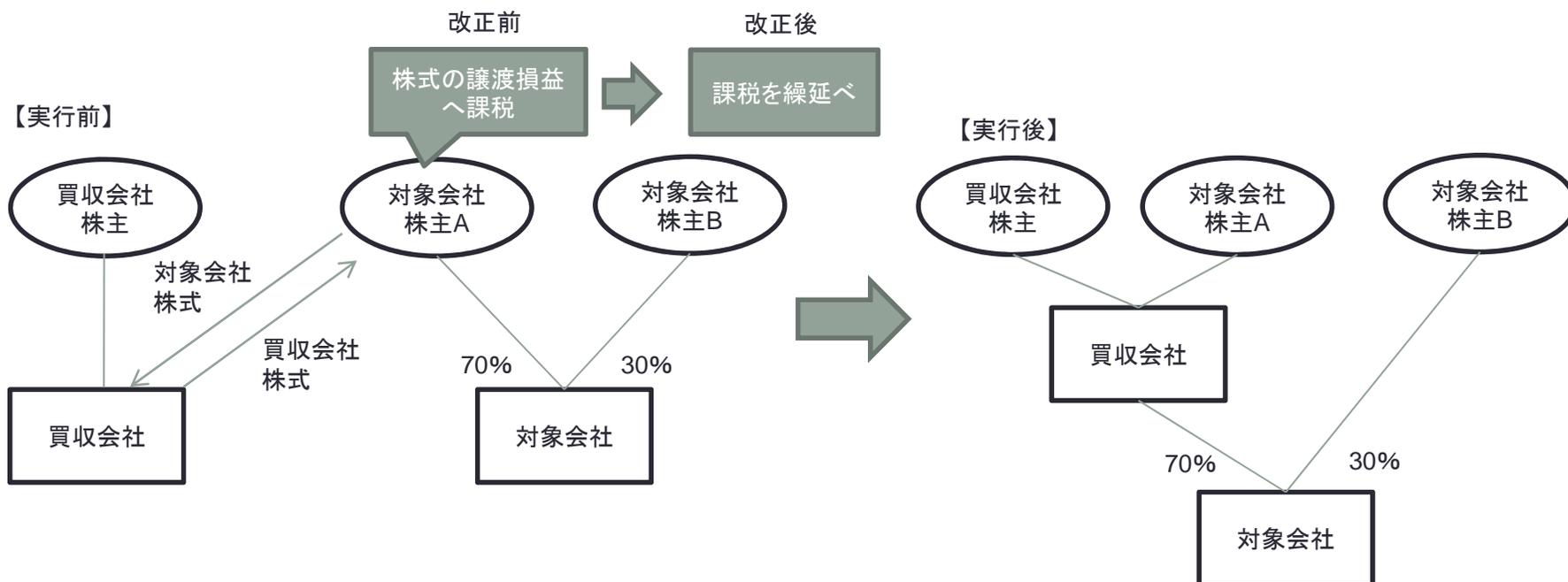
4. 適用時期

産業競争力強化法の改正法施行の日から平成33年3月31日まで

※同法の特別事業再編計画(仮称)の認定を受けた事業者の行った、その特別事業再編計画に基づく産業競争力強化法の特別事業再編(仮称)について適用される。

5. 改正の影響(具体例)

改正後は、たとえば対象会社の株式の70%のみを取得する場合においても、課税が繰延べられることとなる。



※従来から会社法上の株式交換が行われ一定の要件を満たした場合には株主に対する課税を繰り延べる措置が認められているが、100%子会社化する場合に限定されている、双方の会社で株主総会決議が必要となる等の制約が多いため、活用しにくい状況である。

6. (参考)計画認定の対象とされる事業活動のイメージ

計画認定の対象とすることを想定している事業活動のイメージ

以下の3つのいずれかにより、新需要を相当程度開拓するとともに、著しい生産性向上を達成する取組（大規模な買収原資が必要なものに限る）。

①新市場開拓事業活動

第4次産業革命により飛躍的成長が見込まれる未来投資戦略2017の「戦略5分野」等において、買収によって獲得する革新的な技術等を用いた新事業活動。

想定される例：自動車部品メーカー（自動運転）、メガベンチャー 等

（※）戦略5分野…①移動革命の実現、②サプライチェーンの次世代化、③FinTech、④健康寿命の延伸、⑤快適なインフラ・まちづくり

②価値創出基盤構築事業活動

買収により獲得した経営資源を活用し、幅広い事業分野の事業者に必要なものとして利用される商品又は役務を販売・提供する新事業活動。

想定される例：プラットフォーム 等

③中核的事業強化事業活動

買収により事業ポートフォリオの転換（中核的事業の比率の一定以上の向上）を図る新事業活動。

想定される例：多角化している大企業、大規模業界再編を行う企業 等

（出典）経済産業省 「平成30年度 経済産業関係 税制改正について」 平成29年12月